

Title	福岡縣糸島郡一貴山村 銚子塚古墳研究, 日本考古學協會古墳調査特別委員會
Sub Title	
Author	清水, 潤三(Shimizu, Junzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1952
Jtitle	史学 Vol.25, No.4 (1952. 9) ,p.107(540)- 111(544)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19520900-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

力を懇望し、また緊急な基礎的仕事のひとつとして日本語の重要な史料の翻譯をあげているわけも、いわばそこにあるといえよう。それを正しく導くためにはわれわれ日本人側も決して協力を惜しんでなるまい。

とにかく、十三世紀末マルコ・ポーロの紹介以來、西歐人の日本研究も浅いことではない。降つて一八五二年、ペルリ提督の日本渡航にあつて豫め涉獵した日本關係圖書は數十冊に上るといわれ、今日それがここに至つた。わけても戦後の隆昌は格段の感があり、米國などにはこのための特殊研究機關の設置も間々みられ、研究を志して自ら、或いは派遣されて來日する人々もしばしばある。著者サンソム氏の長たるコロムビア大學極東研究所 The East Asia Institute もその代表的な一つといえる。かつては、いわゆる異國情緒に對する單なる趣味的關心とか、せいぜい政治的經濟的要望に基ずく關心に止まつたとも思われる外國人の日本研究も、いまやこうして狹義の國內史としてでなく、人間社會全體の歴史の一部として位置づけようとするまでにすすんできたわけである。その成否はしばらく別としても、こういう實證主義的な比較史の上での努力は大いにかわられていいと思う。

それから附録の二編はまだ歴史の對象としては日が浅すぎて、史實の究明というより論評の域を脱し得ないが、歴史もこうなつてくると、到底個人の書齋だけでは埒があくまい、いよいよ綜合

研究の意義と重要さが痛感される。

(岩波新書、一五八頁) (會田倉吉)

福岡縣糸島郡
一貴山村 銚子塚古墳研究

日本考古學協會古墳調査特別委員會

魏志倭人傳に記された伊都國の故地と信ぜられる糸島郡の一貴山村に於て、古墳の學術的調査が昨春初めて行われたことは、我々の關心をひくものが大であつたが、こゝに早くも報告書が刊行され、注目すべき成果の全貌に接し得たことを先づ感謝したい。

この調査は日本考古學協會古墳調査特別委員會により、小林行雄氏を主査として實施されたのであるが、期待に背かぬ成果を擧げ、いわゆる邪馬臺國の位置に關する重要な示唆がなされた點に於て、特に重大な意義がある。本書の構成は、

前篇

第一章 序説

第二章 古墳の位置と現状

第三章 石室の構造

第四章 遺物の配列

第五章 遺物各説

後篇

第一章 遺蹟に關する考察

第二章 鐵製素環頭大刀について(遺物に關する考察(一))

第三章 三神三獸獸帶鏡について(遺物に關する考察(二))

第四章 後 論

の二編九章より成り、執筆者はやはり小林行雄氏である。先づ調査の主要な結果を要約すると、

1 この古墳は全長一〇三米、後圓部徑六一米、同高九米、前方部幅三一米、同高四米(復原)の前方後圓墳である。前方部は狭く低いが特に長くはない。

2 臺上にあるが封土の大部分は盛土であり、空濠、段築の形跡なく、葺石、埴輪等も見られない。

3 後圓部に斜めに長三米四〇の竪穴式石室が營まれている。この石室は四周の壁が内外兩面を丸石で積み、その中間を割石で填めた特殊な構造から成り、且つ木棺を容れ、その上を直接小形の板石で覆うた珍しい手法が採用されている等、特色著しきものである。

4 遺物は石室の東半部北邊及び南邊に倣製三神三獸鏡各四面、東邊に舶載鏡二面(方格規矩四神鏡、内行花文鏡)計十面の鏡左右手頸の飾玉らしき硬玉製勾玉二、管玉三三個、石室西半部には刀六、短刀一、劍六、石室壁體上部に鎗身一四、鐵鍬一四が存した。石室内の刀劍は全て拔身で柄裝具もなく、布帛で包

まれている。

小林氏は後論に於てこれ等のうち特に注目すべき點について精緻な考察を進められた。

1 先づ竪穴式石室の特殊性については、近畿地方の同種石室が板狀石によつて構築されているのに對して側壁主要部分に丸石を利用する點に注意し、板狀石も併用されている事實から、それが石材入手の難易によるものでなく、竪壙内に構築した近畿地方の石室と異り、盛土上に築かれた結果と解し、底部の丸石敷基礎工事、側壁の内外二重壁より成る點と關聯して進歩せる構築法と見なし、年代の下降を推論された。

2 また本古墳の石室は長三米四〇、幅一米四〇(内法)といふ比較的短く、且つ幅廣のもので、竪穴式石室としては類例乏しきものである。小林氏はこれを割竹型木棺から組合式長持型木棺(大和三倉堂例の如き)への推移によつて生じたものと解された。併し組合式木棺を使用すると鏡の置場がなく、本來棺外に置かれたと推論されたのは如何であらうか。鏡の上下に顯著な木質の殘存が見られた事實は、氏も認められたように棺内にあつたと考へべきことを示す。この場合、古代に於ては板の製作は必ずしも容易ではなく、木を折く法によつたと思われながら、片面に原材の外面圓周の一部を残したカマボコ狀の材が得られたであらう。底板にこの種の材を用うれば氏の疑問とされ

た石室側壁下部に突出した基礎石列に載り、中央部は底に密接する構造を求めることが不可能ではない。板材の製作困難から割竹型の木棺が盛行したことを考慮すると、三倉堂例の如き進歩した木棺以前に、實例未発見とはいえ、右の如き別種の木棺の存在を想定することも可能ではあるまいか。

3 それはさて置き、長大な割竹型木棺が組合式のそれ、或は長持型石棺に推移し、それを包む短い粘土槨や、短い竪穴式石室が出現し、封土が殆んど盛土で作られるに至つた近畿地方前期末、乃至は中期の古墳と、本古墳の形態學的或は相對年代の密接な關係に關しては何者も小林氏の所論に異議を挾まないであらう。

4 次に鐵製素環頭大刀の問題が採り上げられている。この大刀は石室内から三口發見されたが、龍鳳の彫刻を附した金銅裝具を持つ環頭大刀の祖型と見られるもので、小林氏は我國古墳發見の十二例に、半島發見例を加えて論じ、その年代をA・D四百年頃に比定された。恐らく妥當な見解と思われるが、半島に於ては樂浪の遺品が知られ、新羅の古墳にも見られるから、その使用年代が長期に亘つてゐるらしい點を附記されている。

5 進んで小林氏は鍔金鏡に觸れ、支那にも珍しい此の鏡が、いかにして古墳時代の邊境たるこの地に遺されたか、將來の考察に委ねるべきであると説かれた。我國でこの種の鏡が畿内より

發見されず、他の二面が肥後と美濃から出土している點は注目しに價するであらう。

6 三神三獸獸帶鏡の問題は本調査の結果として最も重視すべきものである。即ち五種八面、三組の同范鏡を含み、その六面が極めて近似した文様型式に屬する事實は、一見近接地區に於て製作されたことを想わせる。併し小林氏の精細な研究の結果は同種の古鏡は近畿に於て鑄造され、各地に傳播したと認むべきであるという。即ち氏は本古墳發見の五種の中四種までは何れも畿内を中心とした各地發見の全式鏡と通性を等しくしているから、若し九州で鑄られたとしても、その工人は畿内と密接な關係を持つたか、畿内から移住した直後の製作である、これでもはやこの地を製作の地と考えることは希望的觀測にすぎぬと云われ、更に廣く同范鏡（倣製、舶載兩種を含めて）の出土地を検討して、同時に製作或は將來された鏡がかく九州畿内その他各地との間に分配所持されたことは、北九州の一部がこれらの鏡が國內を移動しつゝあつた時期に密接に畿内と結ばれていた證據であると主張された。

小林氏の想定されたように本古墳の年代をA・D四百年頃とすれば、この時既に大和朝廷による全國的な統一が完成し（氏はかような表現を採つて居られないが）その背景の下に鏡の移動が畿内を中心に行われたと解することは可能であらうが、各

地に發見される三神三獸獸帶鏡が悉く畿内の製作と斷ずるのは如何であろう。本來倣製鏡の製作に當り、舶載鏡が原型をなしているとするれば、その原型に大差なき時は何處の地に於て作られようとも相似た鏡式を生ずるのは自明の理であろう。また邊境の製品と雖も大和朝廷に獻せられるとか、小國間相互の交易とか、種々な理由によつて他の地方に流傳することが皆無とはいえない。その副葬の時期に關しても、なほ吟味すべき餘地があるように思う。小林氏が指摘したように古くから銅劍、銅鉾類の製作が行われた怡土地方に於て、後代鏡の製作が全く志却されるほど文化の後退を示した事實が現れない限り、斷定をいそぐべきではなからうと思われる。

7 最後に結論として古代の糸島郡地方に畿內的な古墳の發生した年代をA・D四百年頃まで追求し得るとし、この地方が北九州に於て最も早く畿內的な古墳文化を輸入したと見てよく、それは大陸航路の要衝として、即ち邪馬臺國時代の伊都に在る一大率と關係があるうと論ぜられている。また所謂伊都國の實態は考古學的には捉え得ないけれども、甕棺墓葬の當時、なおその風習の見られなかつた鏡の傳世保持の習俗が、本古墳に於て古式の舶載鏡が倣製鏡と共存し、且つ特に貴重視されている事實から推察されると説き、同じ實例は攝津紫金山古墳にも見られるから、傳世鏡が特に重視されるという畿內的性格が、少く

ともこの古墳以前より存したと推論し、これらを以て邪馬臺國の大和説を主張せんとして居られる。

併し小林氏が嘆ぜられたように邪馬臺國九州説を採る學者の主張する中部九州地方に、それを裏づける考古學的證左を缺くと同時に、大和にも同様早く三世紀の中葉に於て、古墳文化の存在を確認すべき手懸りは發見されていない。この伊都國の三世紀に於ける實態が同じく明瞭にされたいのも當然かもしれぬ。本古墳の造營がA・D四百年頃と認め得るならば、時恰も好太王碑に見えた「辛卯歲」(A・D三九一)の交に當り、既に大和朝廷の權威は確立し、半島との密接な交渉に於て重要な位置を占めたであろう此の地方に、畿內的な文化の色濃く浸潤していたことは想像に難くない。本古墳の性格に畿内の色彩が濃いのも不思議ではないと云える。併し一方に於いて卑彌呼の死んだA・D二四七年から四百年に至る大略百五〇年間こそは、恐らく日本に始めて統一的國家の出現した劃期的な時代であり、文化の變遷も亦複雑を極めたに相違ない。即ち考古學的研究に加えて、歴史的な時代の特性を把握する努力を加味することにより、初めて明確に三世紀の文化を捉え得るのではなからうか。その時に至つて邪馬臺國論争も遂に終止符を打たれることとなるであろう。

以上筆の赴くまゝに紹介と併せて筆者の所見の一端を卒直に披

瀝したのであるが、本書は此の種の調査報告書としては洵に間然する處なき體裁、内容を備え、遺蹟の細密な觀察と精緻な遺物の研究に加えて、小林行雄氏の豊かな文化史的考察が一體となり、我國學界の最高水準を示されたといふべく、心からなる敬意を表するものである。終りに臨み、創立五年を迎えて日本考古學協會が優れた成果を公表するに至つたことを祝福しつゝ、筆を擱くこととする。

(清水 潤三)

加藤繁著 支那經濟史考證 上卷

東洋文庫論叢三十四
昭和二十七年三月 東洋文庫

故加藤繁博士が支那經濟史研究の第一人者であつたことは言ふまでもない。故博士は大正六年四月、慶應義塾大學史學科に來任されてより、昭和二十一年三月に長逝せられるまで、我が三田史學會を指導し、その發展に盡くされた。故博士の如き優れた學者を先生として有したことは我々の最も誇とする所である。博士は生前、「史學」に數多くの論考を發表せられたが、他に「東洋學報」、「史學雜誌」を始め、諸雜誌にも無数の研究を掲載せられた。従つて、これまで博士の名篇を讀まうとしても、容易に入手し得ない憾があつたので、その論文集の刊行が早くから望まれてゐたのである。ところが、戦中、戦後の困難な出版事情により、

なかなか論文集は刊行されず、遂に博士の歿後の今日に至つて東洋文庫から發行された。それがこゝに紹介する本書である。本書は次に列擧する二十二篇の論文より成る。

一、「周景王鑄錢說話批判」は國語に見える周の景王が大錢を鑄たといふ話は從來事實として信ぜられてゐたが、戦國時代中期以後に作られた物語に過ぎないことを證明せられたものである。

二、「錢の語が貨幣を意味するに至りたる理由に就いて」は支那古代のすき形貨幣は布といふ外、錢とも呼ばれ、布について現れた圓形貨幣は圓と呼ばれた。そして圓と錢との音近き所から、遂に圓形貨幣に對して専ら錢の字を用ひるやうになつたと言ふ。

三、「郢爰考」は清末以來、安徽省壽縣で發見された戦國末期の楚の金貨である郢爰について論じてゐる。

四、「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」は前漢時代には大司農の掌る國家財政と少府・水衡の掌る帝室財政との間に嚴たる區別のあつたこと、及び帝室の收入、支出や、その財政機關について明かにした雄篇である。

五、「算賦に就いての小研究」は兩漢時代の人頭税なる算賦は成帝建始二年以前は不定であつたが、この時より百二十錢と定められたこと、算とは人を算へる義で、兵器車馬製造の費として徴收されたために賦といふこと、その起源は秦の孝公十四年に商鞅が創設したものであること等を論じてゐる。